

寒河江市課制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第3号

寒河江市課制条例の一部を改正する条例

寒河江市課制条例（平成18年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 企画戦略課

第1条中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) みらい協働課

第2条第2号中「企画創成課」を「企画戦略課」に改め、同条第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号ウを次のように改める。

ウ 農村環境整備に関すること。

第2条第9号を同条第10号とし、同条第8号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同号に次のように加える。

カ 法定外公共物に関すること。

第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) みらい協働課

ア 都市計画に関すること。

イ 土地利用に関すること。

ウ 移住及び定住に関すること。

エ 地域づくりに関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(寒河江市都市計画審議会条例の一部改正)

2 寒河江市都市計画審議会条例（昭和50年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設管理課」を「みらい協働課」に改める。

(寒河江市男女共同参画審議会条例の一部改正)

3 寒河江市男女共同参画審議会条例（平成25年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画創成課」を「企画戦略課」に改める。